

議員提出第16号議案

足立区保育所の保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第  
13条の規定により提出する。

平成18年12月1日

提出者

足立区議会議員	大島芳江
同	鈴木けんいち
同	ぬかが和子
同	針谷みきお
同	伊藤和彦
同	渡辺修次
同	鈴木秀三郎
同	橋本ミチ子
同	さとう純子
同	三好すみお
同	松尾かつや

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

保育所に2人以上の児童が入所している場合、2人目以降の保育料を無料とするとともに、現行の保育料を今後も維持するため、本案を提出する。

## 足立区保育所の保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

(足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部改正)

第1条 足立区保育所の保育の実施に関する条例(昭和62年足立区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 生計を一にする世帯から保育所に2人以上の児童が入所している場合においては、最も保育料の額が低い児童(最も保育料の額が低い児童が2人以上いる場合はそのうちの1人とする。)以外の児童に係る保育料は、無料とする。

別表第2を削る。

(足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 足立区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例(平成16年足立区条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

付則を次のように改める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。